

## 新型コロナウイルスの対応について（第 24 報）

2021 年 4 月 12 日

### 東京地区の在宅勤務の実施について

政府は大阪、兵庫および宮城の 1 府 2 県に続き、東京、京都および沖縄の 3 都府県に「まん延防止等重点措置」を適用することを決定しました。期間は 4 月 12 日から 5 月 11 日（京都、沖縄は 5 月 5 日）までです。

当社は、今回の決定を受け、東京地区において、業務等を継続することを前提とした在宅勤務を 4 月 12 日から 5 月 11 日までの期間実施することとします。

なお、やむを得ず出勤する場合は、通勤混雑を避けるために、始業時間を最大前後 1 時間ずらす範囲での「時差出勤」を認めます。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。